

豊山町営新栄住宅入居者資格について

入居者資格

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

- ① 親族とは、民法上の親族を意味します。
- ② 内縁関係にある方は、住民票に「未届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は、申込みできます。（「同居人」の場合は申込みできません。）
また、パートナーシップ・ファミリーシップ関係である方も申込みできます（証明書が必要となります）

- ③ 離婚調停中（裁判所の事件証明書等が必要）などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。
- ④ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例：兄弟姉妹（両親死亡の場合を除く）での申込み

例：他の人に扶養義務のある親族と同居する申込み

例：祖父母と扶養関係のない孫との申込み

例：おじ、甥、いとか等との申込み

例：友人・知人同士での申込み

- ⑤ 町が定める入居指定日から14日以内に、申込書記載の家族全員が入居できる方でないと申込みできません。

なお、婚約により申込みされた方は、入居指定日から14日以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、3か月以内には、申込家族全員が入居してください。（入居後、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。婚約者の方は婚姻届手続き終了後の住民票の写しを提出してください。）

- ⑥ 出生や死亡の場合を除き、申込後の同居親族の変更や婚約の解消や変更があった場合は申込みを無効とします。（死亡等により、単身者となった場合は入居の資格を失います）

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

申込者本人及び同居予定者の中に持ち家（自家所有者・共有名義含む）の方がいる場合は申込みできません。（売却や競売等により、持ち家（自家所有者）でなくなることが証明できる場合を除く。）

(3) 収入基準に適合していること。

- ① 申込日現在での、申込家族全員の収入金額が収入基準の計算対象となります。
- ② 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

(4) 町内に現に住所又は、勤務場所を有していること。

(5) 独立の生計を営んでいること。

(6) 市町村税等を滞納していないこと。

(7) 緊急連絡先を2名（内1人は同居する親族以外の親族）確保できる方。

(8) 日常生活に支障のない程度に健常であること、又は介護が必要であって、常時介護を受けることができる方（入居の申込みをした方に面接及び介護の内容について調査することがありますのでご承知ください。）

(9) 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと。

（ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。）

(10) 単身の方は申込できませんが次のいずれかに該当していれば申込み可能です。

- ① 申し込みの日時現在で満60歳以上の方。
- ② 身体障害者（1級から4級までの障害のある方）
- ③ 精神障害者（1級から3級までの障害のある方）
- ④ 知的障害者（③と同程度）
- ⑤ 戦傷病者（恩給法の特別項症から第6項症までの方と第一款症の障害のある方）
- ⑥ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方）
- ⑦ 生活保護を受けている方
- ⑧ 引揚者（海外から引き揚げて5年を経過していない方）
- ⑨ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑩ 配偶者からの暴力被害の方
（一時保護終了又は保護終了が5年未満、裁判所からの命令の効力経過が5年未満）

※①～⑩以外にも単身入居可となる条件がありますのでご相談ください。